

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

令和5年分 確定申告が無事に終了しました

無事に令和5年分確定申告を終えることができ、職員一同と共にホッと一安心しております。ひとえにお客様皆様のご理解とご協力によるものです。この場をかりてお客様皆様に厚くお礼申し上げます。



毎月の巡回監査が遅れていますので、至急対応させていただきます。担当者からの連絡がありますので、巡回監査の日程調整や書類準備など、どうぞよろしくお願い申し上げます。

「2024年問題」

物流・運送業界における2024年問題とは、令和6年4月からドライバーの労働時間に上限が設けられることに伴って生じる問題のことです。

例外的に認められていた、物流・運送・建設・医療業界の5年間の上限規制の猶予期間が令和6年3月末で終了するため、令和6年4月からは物流・運送業界のトラックドライバーに対しても時間外労働規制が適用されます。

しかし、ECの成長に伴う宅配便の増加によりドライバー不足が深刻化するなか、時間外労働の規制により人員の確保がさらに難しくなる可能性が懸念されます。今の物流・運送サービスを続けることは難しいです。

私たち一人ひとりが問題解決のためできることがあります。

(詳しくは政府広報で以下一部抜粋)



1. 時間帯指定の活用：配達日時を指定することで、再配達の必要性を減らすことができます。
2. 各事業者の提供しているコミュニケーション・ツール等（メール・アプリ等）の活用：事前に配達情報を知ること、再配達を防ぐことができます。
3. コンビニ受取や駅の宅配ロッカー、置き配など、多様な受取方法の活用：自宅以外の場所で荷物を受け取ることで、再配達を避けることができます。

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

経営セーフティ共済 掛金の損金算入を制限

～令和6年10月以降は節税効果が低減～

経営セーフティ共済は中小企業の連鎖倒産を防ぐため、制度に加入した企業の取引先が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金の最大10倍（上限8,000万円）の金額を借りることが出来る制度です。掛金は月額5,000円から20万円の範囲で選ぶことができ、1年間で最大240万円を損金算入できます。

共済の解約時に支給される解約手当金は掛金を40カ月以上収めていれば掛金全額返還されますが、収益扱いとなるため、業績不振の企業が赤字補填として解約手当金を得る分には課税は発生しませんが、黒字の企業が受け取ればこの収益は課税対象となります。



中小企業基盤整備機構によると平成23年10月の共済制度改正で掛金積立限度額が320万円から800万円に増額して以降、加入者が増加する一方で、解約件数も増加傾向にあり、解約手当金が100%支給される加入後3年目に大量発生しています。そして、令和2年から令和4年までの間で解約してから2年以内に再加入する利用者は8割に上っています。このような再加入のペースは、共済制度の本来の目的とは異なるものであり、中小企業庁は、解約してからすぐに再加入するこの流れを「不適切な利用」とみなしています。

そこで最新の令和6年税制改正では共済制度の見直しが盛り込まれました。共済制度の契約解除を行った後、再加入しても解除日から2年が経過するまでは掛金を損金算入できなくなります。損金算入の制限は今年の10月1日から適用されるため、再加入による掛金の損金算入を検討しているなら9月30日までに一度解約したうえで、再加入する必要があります。

政治資金は雑所得～国税庁が配布～議員向け「手引書」～

国税庁は毎年1月に政治資金に関する「納税の手引書」ともいえる文書を国会議員らへ配布しています。

令和5年分のものでは、「政党から受けた政治活動費や、個人、後援団体などの政治団体から受けた政治活動のための物品等による寄附などは『雑所得』の収入金額になりますので、所得金額の計算をする必要があります」と明確に周知されています。

所得金額の計算方法についても説明されており、『雑所得』の金額

は年間の『政治資金収入』から『政治活動のために支出した費用』を控除した差額であり、課税対象となります。なお、『雑所得』に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができないこととなっていますので、政治資金に係る『雑所得』の金額の計算上、赤字が生じることとなった場合であっても、給与所得などの他の種類の所得から差し引くことはできません」というのが国税当局の見解となっています。

令和6年度税制改正大綱

令和5年12月に公表されました令和6年度税制改正大綱について主な事項を掲載します。

【法人税】

○ 賃上げ促進税制の強化

・中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置について、教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみんやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率に5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を3年延長する。

現行 (2年間の措置)	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
中小企業	+1.5%	+15%	+10%	25%
	+2.5%	+30%		40%



改正案 (3年間の措置)	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%→+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%
中小企業	+1.5%	+15%	+10%	+5%	30%
	+2.5%	+30%			45%

*くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
繰越控除する年度は全雇用者給与総額（対前年度増が要件）

(※1) 控除上限：当期の法人税額の20%

(※2) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上の要件を追加。

(※3) くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定
えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定

・法人事業税付加価値割における雇用者給与等支給額の対前年度増加額から控除する措置について、法人税の賃上げ促進税制の見直しに合わせ、適用要件等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

○ イノベーションボックス税制の創設

・国内で自ら研究開発した知的財産権(特許権、AI関連のプログラムの著作権)から生ずる譲渡所得、ライセンス所得のうち、最大30%の金額について、その事業年度において損金算入できることとする。

○ 交際費から除外される飲食費に係る見直し

・交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げることとした上、その適用期限を3年延長する。

【 個人所得課税 】

○ 所得税・個人住民税の定額減税

・令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。



○ スtockオプションの利便性向上

・スタートアップが付与したStockオプションの場合に、年間の権利行使価額の限度額を最大で3,600万円に引き上げる。

○ 住宅ローン控除の拡充(子育て支援税制の先行対応)

・住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。



【 消費税 】

○ 外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

・外国人向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において結論を得る。

～ 4月の税務 ～

○ 4月10日(水)

3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○ 4月15日(月)

給与支払報告に係る給与所得者移動届出

4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者がいるときは4月15日までに関係の市町村長に届け出る必要があります

令和6年度の雇用保険料率

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。(令和5年度と同率です。)

給与計算の際は間違いないようにご留意下さいませ。

<令和6年度の雇用保険料率>

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

今月も無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時: 毎週水曜日 10:00~16:00の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。

また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会にぜひご参加下さいませ。



電子ニュース希望の方は k-chomatsuken@miraizeimu.com まで

あたりや菊陽店

企業シリーズ: 316



今回ご紹介するのは菊陽町にあるお好み焼き屋さんです! 1番のオススメはモダン焼きです! 😊 キムチやおもち、チーズなど、トッピングの種類がたくさんで毎回いろんな味を楽しむことができます! ✨ そして、ドッグカフェを4月中にオープンします! 🐕 また、オオヤブデイリーファーム様のソフトクリームを食べることができます! 🍦 犬を飼っている人、ソフトクリームが好きな人、ぜひお越しください



住所: 熊本県菊池郡菊陽町原水1164-7
電話番号: 096-233-1400
テイクアウト可、ペイペイ・auペイ可
店舗外にある自動販売機でお好み焼きを買うことができます(24時間)!!

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/